

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

加須鴻巣線	路線名
鴻巣市笠原字永井戸一三五一番七 地先から同市上谷字砂場八三一番 一地先まで	供用開始の区間
平成二十八年五月三十一日	供用開始の期日
延長一三一・一七メートル	備考